

転びま宣言！埼玉

～事業場ごとに取組宣言をして転倒労働災害を減少させよう～

宣言開始期間

令和 7年 8月 1日（金）～

■ 趣旨

埼玉県内の休業4日以上労働災害は、近年増加傾向にあり、**中でも転倒労働災害がその約4分の1を占めています**。転倒労働災害は業種を問わず多く発生しており、減少に転じさせることが喫緊の課題となっています。

このため転倒労働災害防止に向けた取組について、県内各事業場に積極的に一丸となって行っていただくことを目的として「**転びま宣言！埼玉**」を実施します。

■ 実施内容

1 参加表明し宣言をする

WEBサイトで参加表明する。

労働局ホームページで参加事業場の名称及び所在地（市町村名まで）を掲載します。

宣言書をダウンロードし、社内や自社ホームページで宣言内容を掲載する。

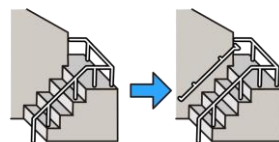


2 取組を行う

宣言事業場は、転倒労働災害の減少を目指して取組を行う。

例：転倒予防体操

例：両側手すりの設置



3 結果報告

宣言事業場は、取組結果を、宣言から6か月経過後に取組状況のWEBアンケートに回答する。

4 好事例の発信

取組状況のWEBアンケートから好事例を収集し、事例集等を労働局ホームページに掲載する。

転びま宣言！埼玉

実施要領や参加表明は右記二次元コードからご確認ください。

